

千葉市 公園施設長寿命化計画 3
(昭和の森)

平成28年3月

千葉市 都市局 公園緑地部 緑公園緑地事務所

1. 都市公園整備状況（千葉市）

（平成 26 年度末時点）

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1,056	725.4ha	7.54 m ²

※人口 962,554 人（平成 27 年 3 月末時点）

2. 計画期間〔平成 28 年度～平成 37 年度（10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
			1									1

②選定理由

（ 供用開始から 40 年が経過し施設の老朽化が進むとともに、数多くの市民に利用される都市公園（昭和の森）を選定した。 ）

○参考（千葉市全体）

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
878	64	9	6	1		4	2	4		70	18	1,056

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	災害応急 対策施設	その他	合計
1	-	-	22	17	-	16	129	-	-	185

②これまでの維持管理状況

（ これまで全ての公園施設を対象に公園緑地事務所による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。
 遊戯施設は、これらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」を参考に、職員により年 3 回の定期点検を実施している。
 これらの点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修等を行ってきた。 ）

③選定理由

対象公園である「昭和の森」が供用を開始して40年が経ち、施設の老朽化が目立ってきている。

これまで、テニスコートの補修、遊具の更新など部分的な改修を実施してきたが、公園施設の総数が多く総合的・計画的な管理が行えていなかったことから、管理施設を含む施設を計画対象施設として選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、平成28年3月に実施した施設に、過年度に調査を実施した施設分を加えた。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

一般施設、土木構造物（橋梁）及び建築物については、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、健全度調査を実施した。

調査結果の概要を以下に示す。

- a. 一般施設（25）【テニスコート、防球フェンス、バックネット、便所】
A判定：4施設、B判定：12施設、C判定：9施設、D判定：0施設
- c. 土木構造物（1）【橋梁】
A判定：0施設、B判定：1施設、C判定：0施設、D判定：0施設
- d. 建築物（3）【売店、倉庫】
A判定：0施設、B判定：2施設、C判定：1施設、D判定：0施設

2. 遊具等

遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」に則り、健全度調査を実施した。

調査結果の概要を以下に示す。

- b. 遊具（21）
A判定：4施設、B判定：13施設、C判定：2施設、
D判定：2施設（利用禁止とした。）

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園緑地事務所により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防するとともに、直ちに健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判定する。

a. 一般施設、c. 土木構造物

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合は、利用禁止の措置を行うとともに直ちに健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を判定した上で措置を行う。

b. 遊具

- ・日常点検及び毎年3回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・事後・予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・可能な限り健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・毎年の定期点検を行う遊具やそれ以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物）については、5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

a. 一般施設、c. 土木構造物

- ・日常点検及び5年に1回実施する健全度調査により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

b. 遊具

- ・日常点検及び5年に1回実施する健全度調査により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・健全度調査は毎年3回実施する定期点検の結果を活用する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は3,196千円である。